

○八重瀬町公共事業評価監視委員会運営要領

（平成19年9月25日
訓令第26号）

（趣旨）

第1条 この要領は、八重瀬町公共事業評価監視委員会設置条例（平成19年八重瀬町条例第21号、以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、八重瀬町公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議対象事業）

第2条 審議は、町長の諮問を受けたすべての事業について行う。

（審議、答申及び意見の具申）

第3条 委員会は、審議対象事業について、事業をめぐる社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業評価がなされているかを審議する。

2 委員会は、町の対応方針（評価原案）に関する審議結果をまとめ、速やかに答申する。

3 委員会は、審議対象事業について、委員会で審議された意見を取りまとめ、町長に対してその具申を行う。

（審議の透明性の確保）

第4条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、委員に諮って非公開とすることができる。

2 会議に用いた審議資料は、答申後、速やかに公表する。

（意見の聴取）

第5条 条例第6条に基づく意見を聴取する者の選定は、あらかじめ各委員の意見を聴いて委員長が決定する。

2 意見の聴取方法は、会議への出席又は書面の提出のいずれかにより行うことができる。

（雑則）

第6条 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項及び本要領の変更は、委員会で審議し決定する。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。